

長崎県屋外広告制度（条例改正等）説明会

屋外広告物については、「屋外広告物法」及び「長崎県屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成、風致維持、公衆に対する危害防止等の観点から必要な規制等を行っています。
H29.4.1に施行した条例改正の内容説明及び屋外広告物制度の周知を図るため、下記により屋外広告物制度に係る説明会を開催することとしましたので、ご参加の程よろしくお願ひします。

《長崎会場》

日程：平成29年5月12日（金）14：00～

場所：長崎県勤労福祉会館
4階 第2第3会議室

長崎市桜町9-6 電話095-821-1456□

定員 130名程度

《佐世保会場》

日程：平成29年5月19日（金）14：00～

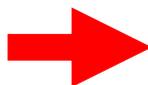
場所：長崎県北振興局 天満庁舎
3階 3A会議室

佐世保市天満町1-27 電話0956-25-6020

定員 70名程度



H29.4.1
条例改正



主な改正内容

- ① 全ての広告物に対し、点検を義務付け（はり紙等の簡易広告物は除く）
- ② 許可更新の際の安全点検報告書の提出の義務付け（H29.7.1より施行）
- ③ 広告物自体の高さ（縦幅）4mを超える物については、有資格者による点検を義務付け（H32.4.1より施行）

※対象となる資格

- ・屋外広告士
- ・建築士（一級・二級）
- ・建築物調査員

- ・全国で看板の落下事故が多発している。
- ・県内でも人身事故2件発生（軽傷1件・重傷1件）
- ・屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正

説明会の内容

○屋外広告物制度全般について

- ・屋外広告物とは ・禁止地域、許可地域等の規制について
- ・広告物を表示する者の義務 ・許可の手続きについて 等

○長崎県屋外広告物条例の改正内容について（H29.4.1施行）

- ・点検義務等の改正内容について
- ・記載例を用いた安全点検報告書の説明 等

申込票・会場位置図は裏面になります

【参加申込票兼当日受付票】

長崎県都市計画課 景観班 (FAX:095-894-3462) 行き 4/21 〆切

1. 長崎会場(勤労福祉会館)

開催日:5月12日(金)

会社名 _____

住所 〒 _____

参加者数 _____ 名

担当者名 _____

連絡先 _____

2. 佐世保会場(県北振興局天満庁舎)

開催日:5月19日(金)

会社名 _____

住所 〒 _____

参加者数 _____ 名

担当者名 _____

連絡先 _____

会場の都合がありますので、参加人数をご報告いただきますようお願いいたします。

なお、定員に達した場合はお断りすることもあります。資料については説明会開催後の5月中旬頃に県ホームページに載せる予定としておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

長崎会場(勤労福祉会館)位置図
長崎市桜町9-6



佐世保会場(天満庁舎)位置図
佐世保市天満町1-27



連絡先 長崎県 都市計画課 景観班

TEL:095-894-3151

FAX:095-894-3462